

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局
【提出日】	2022年6月28日
【会社名】	東洋製罐グループホールディングス株式会社
【英訳名】	Toyo Seikan Group Holdings, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大塚 一男
【本店の所在の場所】	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
【電話番号】	03(4514)2000
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 浅田 真一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東五反田二丁目18番1号
【電話番号】	03(4514)2000
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 浅田 真一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月24日開催の当社第109回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2022年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件
期末配当に関する事項
配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金65円 総額11,835,605,145円

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、大塚一男、副島正和、室橋和夫、小笠原宏喜、中村琢司、浅妻敬、鈴木博、谷口真美および小池利和を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、上杉俊隆および田中俊次を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	1,673,493	723	-	(注)1	可決(99.66%)
第2号議案	1,673,325	891	-	(注)2	可決(99.65%)
第3号議案				(注)3	
大塚 一男	1,603,149	71,066	-		可決(95.47%)
副島 正和	1,640,442	33,774	-		可決(97.69%)
室橋 和夫	1,640,370	33,846	-		可決(97.68%)
小笠原 宏喜	1,640,439	33,777	-		可決(97.69%)
中村 琢司	1,653,673	20,543	-		可決(98.48%)
浅妻 敬	1,539,759	134,457	-		可決(91.69%)
鈴木 博	1,655,019	19,197	-		可決(98.56%)
谷口 真美	1,655,169	19,047	-		可決(98.57%)
小池 利和	1,668,163	6,053	-		可決(99.34%)
第4号議案				(注)3	
上杉 俊隆	1,662,926	11,242	-		可決(99.03%)
田中 俊次	1,663,434	7,566	3,168		可決(99.06%)

(注)1. 可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

3. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上